

西東京市個人情報保護制度の手引（骨子）

1 個人情報保護制度の概要

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が令和5年4月1日に改正され、地方公共団体の個人情報保護制度に係る規定が追加されたこと、西東京市個人情報保護法施行条例等も同日施行し、新個人情報保護制度が開始したこと等に触れ、法の制定目的、制度設計等を記載する。

2 法の適用範囲

法の規律対象となる主体及び保護の対象となる情報について記載する。

(1) 規律対象となる主体

- ア 行政機関等
- イ 西東京市個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する「市の機関」
- ウ 「議会」の適用除外

(2) 保護の対象となる情報

- ア 個人情報
- イ 個人識別符号
- ウ 要配慮個人情報
- エ その他補足事項

3 個人情報等の取扱い

(1) 保有に関する制限

法第61条に規定する「保有の制限」について、次の事項を記載する。

- ア 個人情報を保有する場合には、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないこと。
- イ 行政機関等は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこと。

(2) 取得及び利用の際の遵守事項

法第61条第3項から第65条までに規定する遵守事項について、次の事項を記載する。

- ア 利用目的の変更
- イ 本人から書面により取得する際の利用目的の明示
- ウ 不適正な利用・取得の禁止
- エ 正確性の確保

(3) 安全管理措置

法第66条に規定する安全管理措置について、保有個人情報の漏えいの防止等、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことを記載する。

(4) 漏えい等の報告

法第68条に規定する保有個人情報を漏えいした場合の個人情報保護委員会への報告について、次の事項を記載する。

ア 報告の対象となる事案

イ 報告の流れ（西東京市内部の手続を含む。）

4 個人情報の内部利用及び外部提供

法第69条に規定する保有個人情報の内部利用及び外部提供について、次のとおり記載する。

(1) 利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止

(2) 内部利用の条件

次の条件ごとに説明を記載する。

ア 本人同意があるとき

イ 法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

(3) 外部提供の条件

次の条件ごとに説明を記載する。

ア 本人同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

ウ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき

エ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

オ その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

(4) 他法令との適用関係

前2号の条件に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることを記載する。

(5) 行政機関等の内部における利用の制限

行政機関の長等は、必要に応じて、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限定することとし、それ以外の部局等は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用ができないことを記載する。

(6) 内部利用及び外部提供をする際の内部手続

市内部で意思決定をする際の手続方法を記載する（フロー図も記載する予定）。

5 個人情報ファイル簿

本人の数が1,000人以上記録されている個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされているため、その記載項目、手続等の取扱いを記載する。

6 西東京市個人情報保護法施行条例逐条解説

第1条から第12条までに規定する事項並びに西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について、条ごとの解説及び運用方法を記載する。個人情報取扱事務登録簿の作成手続、開示請求等の事務手続等についても、逐条解説の中で言及する。

7 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例逐条解説

第1条から第12条までに規定する事項について、条ごとの解説及び運用方法を記載する。